

上越都市計画事業上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業の保留地売払い情報提供報
奨制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越都市計画事業上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業（以下「事業」という。）の保留地の売払い（以下「売払い」という。）を促進するため、当該保留地の買受けを希望する人及び団体（以下「買受け希望者」という。）に関する情報（以下「情報」という。）を提供する人及び団体（以下「情報提供者」という。）に対して市が成約報奨を支払う制度（以下「本制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保留地 事業の換地計画において土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第96条第2項の規定により定めた保留地で、売払いの対象とするものをいう。
- (2) 成約報奨 市長と買受け希望者が保留地の売買契約を締結したときに市が情報提供者に支払う報奨をいう。
- (3) 売却価額 市が買受け希望者に売却する保留地の代金の総額をいう。

(情報提供者となることができない人及び団体)

第3条 次に掲げる人及び団体は、情報提供者となることができない。

- (1) 市及びその職員
- (2) 新潟県及びその職員
- (3) 上越市土地開発公社並びにその役員及び職員
- (4) 買受け希望者並びにその団体の役員及び社員
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号の指定暴力団等及びその構成員
- (6) その他市長が不相当と認める人及び団体

(情報提供の方法)

第4条 情報提供者は、情報を提供しようとするときは、上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業保留地買受け希望者情報提供書（第1号様式。以下「情報提供書」という。）を市長に提出しなければならない。

(情報提供書の審査及び確認)

第5条 市長は、前条の情報の提供があったときは、次に掲げる事項を審査し、及び確認しなければならない。

- (1) 情報が真正なものであること。
- (2) 情報提供者が不正又は不当な行為等により情報を入手していないこと。
- (3) 情報提供者が買受け希望者に対して本制度について説明をした上で得た情報であること。

(提供された情報の受理等)

第6条 市長は、前条の審査及び確認を行い、受理するときは、上越市新幹線新駅地区土地
区画整理事業保留地買受け希望者情報提供受理通知書(第2号様式)により通知するもの
とする。

2 市長は、前条の審査及び確認を行い、次の各号のいずれかに該当するときは、上越市新
幹線新駅地区土地区画整理事業保留地買受け希望者情報提供不受理通知書(第3号様式)
により通知するものとする。

- (1) 市が既に情報を入手し、又は誘致交渉を行っている買受け希望者に関する情報である
とき。
- (2) 買受け希望者が既に貸付けを受けている保留地の売払いの情報又は事実上利用してい
る保留地の売払いの情報であるとき。
- (3) その他市長が適当でないと認める買受け希望者に関する情報であるとき。

(成約報奨の額等)

第7条 成約報奨の額は、売却価額に100分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円
未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。

2 市長は、成約報奨以外の交通費、通信費その他一切の費用を情報提供者に支払わないも
のとする。

(成約報奨の支払等)

第8条 市長は、買受け希望者が売却価額を納入したときは、その旨を情報提供者に通知す
るものとする。

2 情報提供者は、前項の通知があったときは、市長が別に定める請求書により成約報奨を
請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、当該請求のあった日から起算して30日以内に成
約報奨を情報提供者に支払うものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 情報提供者は、成約報奨を受領する権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはなら
ない。

(受理の無効等)

第10条 市長は、第6条第1項の規定により受理した場合で、情報提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受理を無効とし、情報提供者への成約報奨の支払を拒み、又は成約報奨の返還を命ずるものとする。

- (1) 情報提供者が不正又は不当な行為等により情報を入手したことが判明したとき。
- (2) 買受け希望者が故意に情報提供者を設け、不正に成約報奨を得ようとし、又は得たとき。
- (3) 情報提供者が第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(情報提供書の有効期間)

第11条 情報提供書の有効期間は、情報提供を受理した日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、情報提供書の有効期間を1年間延長することができる。

2 前項ただし書の規定により情報提供書の有効期間を延長したときは、市長は、上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業保留地買受け希望者情報提供有効期間延長通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(苦情の申立ての制限)

第12条 情報提供者は、市長が前条第1項に規定する有効期間内に買受け希望者と保留地の売買契約を締結しない場合であっても、市長に対して買受け希望者との交渉に関し苦情を申し立てることができない。

(紛争の解決)

第13条 本制度の運用に関し、情報提供者と買受け希望者又は第三者との間で紛争が生じたときは、情報提供者の責任において処理するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月3日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業
保留地買受け希望者情報提供書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）
団 体 名
氏名（代表者氏名）
電 話 番 号

次のとおり保留地の買受け希望者がいるので、情報を提供します。

買 受 け 希 望 者	氏名又は団体名	
	代 表 者 氏 名	* 団体の場合
	住所又は所在地	
	電 話 番 号	（個人） （団体）
	主 たる 事 業	* 団体の場合
	希 望 場 所	街区 画地
	希 望 面 積	
	取 得 目 的	

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- （1） 成約報奨を暴力団の活動に使用しません。
- （2） この情報の提供に起因する保留地の売買により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- （3） （1）又は（2）に反する場合は、この情報の提供を不受理とされ、成約報奨の支払を拒まれ、又は支払を受けた成約報奨を返還することを承諾します。

上記について誓約します。（ にレ点を記入してください。）

備考 次に該当する場合は、本情報提供書の受理を無効とし、情報提供者への成約報奨の支

払を拒み、又は成約報奨の返還を命じます。（要綱第10条関係）

- (1) 情報提供者が不正又は不当な行為等により情報を入手したことが判明したとき。
- (2) 買受け希望者が故意に情報提供者を設け、不正に成約報奨を得ようとし、又は得たとき。
- (3) 情報提供者が次のいずれかに該当することとなったとき。
 - ア 市及びその職員
 - イ 新潟県及びその職員
 - ウ 上越市土地開発公社並びにその団体の役員及び職員
 - エ 買受け希望者並びにその団体の役員及び社員
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号の指定暴力団等及びその構成員
 - カ その他市長が不適當と認める人及び団体

第2号様式（第6条関係）

上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業
保留地買受け希望者情報提供受理通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で提供のあった保留地の買受け希望者に関する情報について
受理したので通知します。

氏名又は団体名	
希望場所・面積等	
有効期間	年 月 日まで

第3号様式（第6条関係）

上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業
保留地買受け希望者情報提供不受理通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで提供のあった保留地の買受け希望者に関する情報について、
不受理としたので通知します。

理由

第4号様式(第11条関係)

上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業
保留地買受け希望者情報提供有効期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付け 第 号で通知した上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業保留地買受け希望者情報提供受理通知書に定める有効期間について、次のとおり延長します。

氏名又は団体名	
希望場所・面積等	
延長有効期間	年 月 日まで